

議案第 4 6 号

財産を支払手段として使用することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号及び第 2 3 7 条第 2 項の規定により，財産を支払手段として使用するため，議会の議決を求める。

記

1 支払手段として使用する公有財産

(1) 種類 土地

(2) 土地の表示

所在地	地積
ひたちなか市大字高場字高田 3 0 7 4 番	5 6 . 1 0 平方メートル

(3) 価格 1, 7 7 8, 3 7 0 円

2 上記財産をもって支払う債務

(1) 種類 区分地上権設定に係る補償金

(2) 区分地上権を設定する土地の表示

所在地	地積
ひたちなか市大字高場字高田 2 1 8 0 番 7	9 0 . 3 2 平方メートル
ひたちなか市大字高場字高田 2 1 8 0 番 9	1 9 . 2 7 平方メートル
ひたちなか市大字高場字高田 2 1 8 6 番 4	6 0 . 4 1 平方メートル

(3) 区分地上権を設定する範囲

東京湾平均海面の上 2 1 メートルから東京湾平均海面の上 2 7 メートルの間

(4) 価格 1, 7 7 8, 3 7 0 円

3 相手方 茨城県水戸市三の丸一丁目 4 番 4 7 号

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員水戸支社長 小川 一路

令和6年 3月 4日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決